

さくら斎場予約システム利用要綱

(令和3年3月1日告示第3号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、さくら斎場予約システム（以下「システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めたものである。

(利用登録対象者)

第2条 システムの利用者登録をすることができる者は葬祭業を営む法人又は個人とする。

(利用者の登録)

第3条 システムの利用者は、さくら斎場予約システム利用登録申請書（別記様式第1号）に法人の登記事項証明書の写し又は業務の概要が分かる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（以下「組合」という。）は、前項の登録申請があったときは、利用者のID及びパスワードを設定し、業者登録証明書（別記様式第2号）を発行する。

(ID及びパスワードの管理)

第4条 利用者は、ID及びパスワードを漏えいその他の事故を防止するよう適切に管理しなければならない。

(利用者登録の変更)

第5条 利用者は、利用者登録の内容（業者名、所在地、代表者）に変更があったときは、さくら斎場予約システム登録内容変更届（別記様式第3号）により、変更の届出を行うものとする。ただし、パスワード、メールアドレス、電話番号及びFAX番号の変更は、システムにより利用者が行うものとする。

(利用者登録の廃止)

第6条 利用者は、利用者登録を廃止するときは、さくら斎場予約システム利用登録廃止届（別記様式第4号）により、廃止の届出を行うものとする。

(禁止行為)

第7条 システムを使用する場合は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) システムを斎場の使用の予約以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）をすること。
- (3) ID及びパスワードを第三者に使用させること。

(4) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の停止及び利用制限)

第8条 組合は、利用者がこの要綱に違反したときは、システムの利用を停止し、又は制限することができる。

(登録の抹消)

第9条 組合は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用者登録の抹消を行うことができる。

- (1) 利用者がこの要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 利用者が故意に正常なシステム運用を妨害したとき。
- (3) ID又はパスワードを不正に利用したとき。
- (4) 利用者が必要以上に予約の登録、変更又は取消しを行ったとき。
- (5) 利用者が予約の登録を行った後、使用する必要がなくなったにも関わらず、予約の取消しを行わなかったとき。
- (6) 利用者が予約した内容と異なる施設利用を行ったとき。
- (7) 利用者のシステムの利用が3年以上ないと認めるとき。
- (8) その他システムの管理上支障があると認めるとき。
- (9) システムの管理及び運営を故意に妨害したとき。

(システムの運用等)

第10条 組合は、システムの正常な機能を維持するため、仕様を変更し、又は、一時的に運用を停止することができる。

2 組合は、次に掲げる場合において、事前の通知なく、システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことができる。

- (1) システムの保守点検等を行う必要がある場合
- (2) システムの利用が著しく集中した場合
- (3) システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

(障害時等の措置)

第11条 システム障害その他の理由により、システムの利用ができないときは、電子メール又はFAX等により、利用者へ通知するものとする。この場合において、利用者は、電話により、直接斎場に対し予約等を行うものとする。

2 組合は、システムの利用により利用者に損害が生じた場合においても、当該賠償は行わない。システムの操作の遅延又は運用の停止、休止、中断若しくは制限により損害が生じた場合についても、同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 利用者は、個人情報の適切な処理及び管理に努めなければならない。

2 組合は、利用者から取得した個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第13条 組合は、利用者が故意により、又は正規の利用方法に従わず、システムを破壊し、又はそのデータを消去し、若しくは破損したときは、その損害の賠償を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、公示の日から施行する。

年 月 日

(宛先) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管理者

(申請者) 所在地

業者名

代表者

印

さくら斎場予約システム利用登録申請書

さくら斎場予約システム利用者として登録したいので、次のとおり申請します。なお、さくら斎場予約システム利用要綱の規定を遵守することを誓約します。

業 者 名	
所 在 地	〒
メ ー ル ア ド レ ス	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

※添付書類

法人の登記事項証明書（写）又は業務概要がわかる書類（リーフレット等）

業者登録証明書

年 月 日

下記、本斎場に登録している業者であることを証明します。

さくら斎場

業者情報	ID		パスワード	
	業者名			
	所在地			
	メールアドレス			
	代表者名			
	電話番号		FAX番号	

担当者 1	ID		パスワード	
	氏名			
	メールアドレス			
	電話番号		FAX番号	

注意事項

登録された内容は業者情報変更画面から修正することができます。
ただし、IDは変更できないためご注意ください。
また、業者名、郵便番号、所在地、代表者氏名が変更になった場合は、必ず斎場までご連絡ください。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管理者

年 月 日

（宛先）佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管理者

（届出人） 所在地

業者名

代表者

印

さくら斎場予約システム登録内容変更届

さくら斎場予約システムの登録内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
業 者 名		
所 在 地	〒	
代 表 者		

※添付書類

法人の登記事項証明書（写）又は業務概要がわかる書類（リーフレット等）

年 月 日

(宛先) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管理者

(届出人) 所在地

業者名

代表者

印

さくら斎場予約システム利用登録廃止届

さくら斎場予約システムの利用登録を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

業 者 名	
所 在 地	〒
メー ル ア ド レ ス	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
I D	
パ ス ワ ー ド	
廃 止 理 由	